

介護サービス事業所等自己点検票（指定特定福祉用具販売事業）

令和7年4月1日適用

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	1 基本方針 指定特定福祉用具販売の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第265条	☐	☐	☐
二 人員に関する基準	1 福祉用具専門相談員の員数 (1) 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。 ただし、指定特定福祉用具販売事業者が都規則第141号で定める事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と指定特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、次に掲げる事業者の区分に応じ、福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすものとみなすことができる。 ① 指定介護予防福祉用具貸与事業者 ② 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 ③ 指定福祉用具貸与事業者	法第74条第1項 都条例第111号第266条第1項・第2項 都規則第141号第70条第1項・第2項	☐	☐	☐
	(2) 特定福祉用具販売は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われているか。	法施行令第4条第1項	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
二 人員に関する基準	(3) 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当するものとなっているか。 ① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 義肢装具士 ⑨ 福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者	法施行令第4条第1項	☐	☐	☐
	2 管理者 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	都条例第111号第267条第1項・第2項 施行要領第3の12の1の(2) 参照（第3の1の1の(3)）	☐	☐	☐
三 設備に関する基準	1 設備及び備品等 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	法第74条第2項 都条例第111号第268条第1項	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、都条例第112号第257条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たしているとみなすことができる。	都条例第111号第268条第2項	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	1 内容及び手続の説明及び同意 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定特定福祉用具販売の提供を受けることにつき同意を得ているか。 なお、当該同意については、利用者及び指定特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。	法第74条第2項 都条例第111号第275条 準用（第12条第1項） 施行要領 第3の12の3の(6) 参照（第3の1の3の(8)）	☐	☐	☐
	2 提供拒否の禁止 指定特定福祉用具販売事業者は、正当な理由なく指定特定福祉用具販売の提供を拒んでいないか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	都条例第111号第275条 準用（第13条） 施行要領第3の12の3の(6) 参照（第3の1の3の(9)）	☐	☐	☐
	3 サービス提供困難時の対応 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例第111号第275条 準用（第14条） 施行要領第3の12の3の(6) 参照（第3の1の3の(10)）	☐	☐	☐
	4 受給資格等の確認 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	都条例第111号第275条 準用（第15条第1項）	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定福祉用具販売を提供するよう努めているか。	都条例第111号第275条 準用（第15条第2項） 法第73条第2項	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例第111号第275条 準用（第16条第1項）	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	都条例第111号第275条 準用（第16条第2項）	☐	☐	☐
	6 心身の状況等の把握 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例第111号第275条 準用（第17条）	☐	☐	☐
	7 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例第111号第275条 準用（第18条第1項）	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例第111号第275条 準用（第18条第2項）	☐	☐	☐
	8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定福祉用具販売の提供をしているか。	都条例第111号第275条 準用（第20条）	☐	☐	☐
	9 居宅サービス計画等の変更の援助 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	都条例第111号第275条 準用（第21条）	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	10 身分を証する書類の携行 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	都条例第111号第275条 準用（第22条）	☐	☐	☐
	(2) 証書等には当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、当該専門相談員等の氏名の記載があるか。	施行要領第3の12の3の(6) 参照（第3の1の3の(15)）	☐	☐	☐
	11 サービスの提供の記録 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供しているか。	都条例第111号第269条	☐	☐	☐
	12 販売費用の額等の受領 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第3項に規定する現に当該指定特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払いを受けているか。	都条例第111号第270条第1項	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 ② 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	都条例第111号第270条第2項 都規則第141号第71条	☐	☐	☐
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	都条例第111号第270条第3項	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	13 保険給付の申請に必要となる書類等の交付 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。 ① 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 ② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ③ 領収書 ④ 当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要	都条例第111号第271条	☐	☐	☐
	14 指定特定福祉用具販売の基本取扱方針 (1) 指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行われているか。	都条例第111号第275条 準用（第254条第1項）	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しているか。	都条例第111号第275条 準用（第254条第2項）	☐	☐	☐
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	都条例第111号第275条 準用（第254条第3項）	☐	☐	☐
	15 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針 (1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、下記 16 に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか。	都条例第111号第272条第1号 施行要領第3の12の3の(4)	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
運営に関する基準	(2) 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案をしているか。	都条例第111号第272条第2号 施行要領第3の12の3の(4)の②	☐	☐	☐
	(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。	都条例第111号第272条第3号	☐	☐	☐
	(4) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（当該福祉用具の製造時業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。 特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の注意事項を十分説明しているか。	都条例第111号第272条第4号 施行要領第3の12の3の(4)の③	☐	☐	☐
	(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めているか。	都条例第111号第272条第5号	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。	都条例第111号第272条第6号 平成13年4月6日老発第155号「身体拘束ゼロ作戦」の推進について 平成13年3月厚生労働省発行「身体拘束ゼロへの手引き」	☐	☐	☐
	(7) (6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	都条例第111号第272条第7号	☐	☐	☐
	(8) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられている場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。	都条例第111号第272条第8号 施行要領第3の12の3の(4)の④	☐	☐	☐
	(9) 対象福祉用具に係るサービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えるよう連絡先を情報提供しているか。	施行要領第3の12の3の(4)の⑤	☐	☐	☐
	16 特定福祉用具販売計画の作成 (1) 福祉用具専門相談員は、利用者ごとに、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しているか。 なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成されているか。	都条例第111号第273条第1項 施行要領第3の12の3の(4)の⑥のイ	☐	☐	☐
	(2) 特定福祉用具販売計画(様式は各事業所ごとに定めるもの)には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等が記載されているか。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載されているか。	施行要領第3の12の3の(4)の⑥のロ	☐	☐	☐
	(3) 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。	都条例第111号第273条第2項 施行要領第3の12の3の(4)の⑥のロ	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	(4) 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	都条例第111号第273条第3項 施行要領第3の12の3の(4)の⑥のハ	☐	☐	☐
	(5) 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際に、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。	都条例第111号第273条第4項 施行要領第3の12の3の(4)の⑥のハ	☐	☐	☐
	(6) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、少なくとも1回、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行っているか。	都条例第111号第273条第5項 施行要領第3の12の3の(4)の⑥のニ	☐	☐	☐
	17 利用者に関する区市町村への通知 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	都条例第111号第275条 準用（第30条）	☐	☐	☐
	18 管理者の責務 (1) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	都条例第111号第275条 準用（第51条第1項）	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、当該特定指定福祉用具販売事業所の従業者に、都条例第111号「第3章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	都条例第111号第275条 準用（第51条第2項）	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	19 運営規程 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項	都条例第111号第275条 準用（第252条）	☐	☐	☐
	20 勤務体制の確保等 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	都条例第111号第275条 準用（第103条第1項）	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	施行要領第3の12の3の(6)の② 参照（施行要領第3の6の3の(2)の①）	☐	☐	☐
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定福祉用具販売を提供しているか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	都条例第111号第275条 準用（第103条第2項）	☐	☐	☐
	(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、適切な指定特定福祉用具販売の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 （職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置）	都条例第111号第275条 準用（第103条第4項）	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	21 業務継続計画の策定等 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、感染症や非常災害の発生時に いて、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供を継続的に 行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業 務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な 措置を講じているか。	都条例第111号第275 条準用（第11条の2第 1項）	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員等に対し、 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定 期的に実施しているか。	都条例第111号第275 条準用（第11条の2第 2項）	☐	☐	☐
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、定期的に業務継続計画の見直し を行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしているか。	都条例第111号第275 条準用（第11条の2第 3項）	☐	☐	☐
	22 研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、専門相談員の資質の向上のため に、特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定 期的かつ計画的に受けさせているか。	都条例第111号第275 条 準用（第257条第1項） 施行要領第3の12の3 の(6) 参照（第3の11の(5)）	☐	☐	☐
	(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定特定福祉用具 販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び 向上に努めているか。	都条例第111号第275 条 準用（第257条第2項）	☐	☐	☐
	23 特定福祉用具の取扱種目 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態、その変化等 に対応することができるよう、可能な限り多様な種目の福祉用具を取 り扱うようにしているか。	都条例第111号第275 条 準用（第258条）	☐	☐	☐
	24 衛生管理等 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、専門相談員等の清潔の保持 及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	都条例第111号第275 条 準用（第32条第1項）	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	都条例第111号第275条 準用（第32条第2項）	☐	☐	☐
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	都条例第111号第275条準用（第32条第3項） 都規則141号第72条準用（第4条の2第1項、第2項）	☐	☐	☐
	25 掲示及び目録の備え付け (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか又は重要事項を記載した書面を指定特定福祉用具販売事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることを行っているか。	都条例第111号第275条 準用（第260条第1項、第2項）	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	都条例第111号第275条準用（第260条第3項）	☐	☐	☐
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の特定福祉用具の選択に資するため、指定特定福祉用具販売事業所に、その取り扱う特定福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。	都条例第111号第275条準用（第260条第4項）	☐	☐	☐
	26 秘密保持等 (1) 指定特定福祉用具販売事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	都条例第111号第275条 準用（第34条第1項）	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	都条例第111号第275条 準用（第34条第2項）	☐	☐	☐
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	都条例第111号第275条 準用（第34条第3項）	☐	☐	☐
	27 広告 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	都条例第111号第275条 準用（第35条）	☐	☐	☐
	28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	都条例第111号第275条 準用（第36条）	☐	☐	☐
	29 苦情処理 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。	都条例第111号第275条 準用（第37条第1項） 施行要領第3の12の3の(6) 参照（第3の1の3の(28)の①）	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	都条例第111号第275条 準用（第37条第2項）	☐	☐	☐
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	施行要領第3の12の3の(6) 参照（第3の1の3の(28)の②）	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に関し、法第 23 条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例第111号第275条 準用(第37条第3項)	☐	☐	☐
	(5) 指定特定福祉用具販売事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4) の改善の内容を区市町村に報告しているか。	都条例第111号第275条 準用(第37条第3項)	☐	☐	☐
	(6) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例第111号第275条 準用(第37条第4項)	☐	☐	☐
	(7) 指定特定福祉用具販売事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6) の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	都条例第111号第275条 準用(第37条第4項)	☐	☐	☐
	30 地域との連携等 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、その事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。	都条例第111号第275条 準用(第38条第1項)	☐	☐	☐
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定特定福祉用具販売を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定特定福祉用具販売の提供を行うよう努めているか。	都条例第111号第275条 準用(第38条第2項)	☐	☐	☐
	31 事故発生時の対応 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	都条例第111号第275条 準用(第39条第1項)	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	都条例第111号第275条 準用(第39条第2項)	☐	☐	☐
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	施行要領第3の12の3の(6) 参照(第3の1の3の(30)の③)	☐	☐	☐
	32 虐待の防止 指定特定福祉用具販売事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員等に十分に周知すること。 ② 虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 福祉用具専門相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	都条例第111号第275条 準用(第39条の2) 都規則141号第72条 準用(第4条の3第1項、第2項)	☐	☐	☐
	33 会計の区分 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	都条例第111号第275条 準用(第40条) 施行要領第3の12の3の(6)参照(第3の1の3の(32))	☐	☐	☐
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等により適切に行われているか。	平13老振発第18号	☐	☐	☐
	34 記録の整備 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	都条例第111号第274条第1項	☐	☐	☐

項 目	確認事項	根拠法令等	はい	非 該 当	いい え
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その契約終了の日から2年間保存しているか。 ① 特定福祉用具販売計画 ② 都条例第111号第269条の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録 ③ 都条例第111号第272条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 都条例第111号第30条の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑤ 都条例第111号第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 都条例第111号第39条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	都条例第111号第274条第2項 施行要領第3の12の3の(5)	☐	☐	☐
五 変 更 の 届 出 等	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第1項	☐	☐	☐
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第2項	☐	☐	☐